

相殺関税の賦課

半導体DRAMに対する

韓国ハイニックスセミコンダクター社製

1. 相殺関税

本年1月27日より、韓国の半導体製造会社であるハイニックス社¹が韓国において製造した半導体DRAM²について、27.2%の相殺関税が賦課されている（DRAMの通常の関税は無税）。相殺関税とは、WTO（世界貿易機関）協定上の権利として、補助金付貨物の輸入による本邦産業への損害を防ぐため、補助金相当額を相殺する目的で課する割増関税であり、国内法上は、関税定率法第7条に規定されている（資料2）³。わが国においては、これまで、昭和57年と59年に賦課の申請がなされたことがあったが、いずれも最終的な賦課には至らなかった（資料3）。なお、WTO発足後の各国の相殺関税発動の状況は資料4のとおりである。

相殺関税を賦課するためには、①補助金の交付、②国内産業に与える実質的な損害、③補助金付貨物の輸入と国内産業の実質的な損害との因果関係の事実が認定される必要がある。WTO協定は、このような事実関係に関する調査に基づいてのみ相殺関税を賦課することができることとしている⁴。調査は、原則としては国内産業による申請に基づき、調査の開始を正当とするための十分な証拠がある場合のみ開始されなければならない。調査過程においては、生産者・輸出者等の利害関係者や関係加盟国政府（本件では韓国政府）からの証拠提出や閲覧の機会等を確保するとともに、証拠の正確性を十分に確認することが求められている。わが国においては、調査は、財務省、経済産業省及び産業所管省の共同で行われることとされており、本件に関しては経済産業省がDRAMの産業所管省であったので、財務省及び経済産業省が共同で調査を行った。調査の期間は、原則として1年であるが、1年半までの範囲内で延長することが可能である。

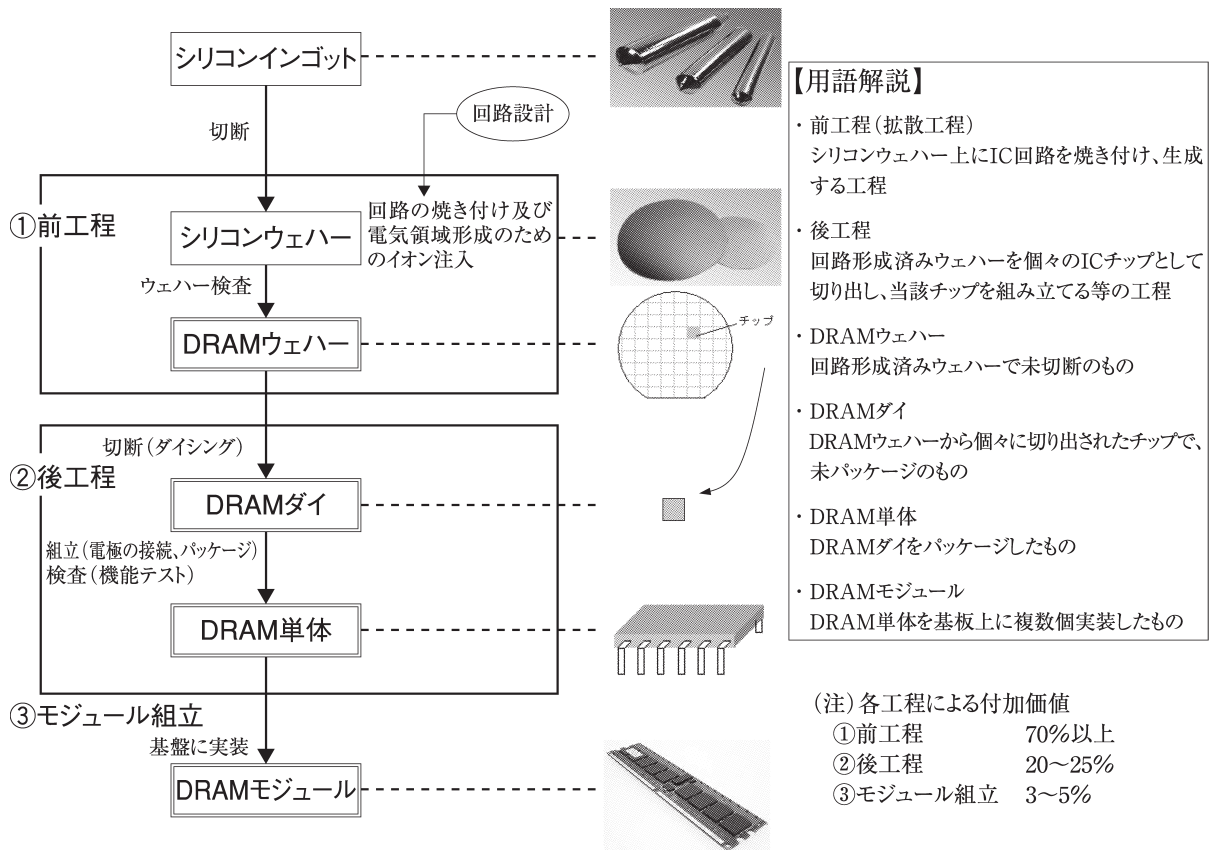
¹ 正式名称を「ハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド」という。ただし、これは、2001年3月以降の名称であり、調査対象期間のうち2001年3月以前は「現代電子」という名称であった。

² 半導体DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）は、半導体記憶素子（ICメモリー）の一種である。高集積化が比較的容易であり、また、高速でのデータの読み書きが可能であることから、パソコン等の大容量で高速データを扱う製品に対して優位性があるとされる。相殺関税の対象となるのは、韓国においてハイニックス社により前工程が行われた半導体DRAMのウェハー、ダイ、単体及びモジュールである。「前工程」というのは、半導体材料（シリコンウェハー）の上にIC回路を焼き付ける工程であり、付加価値の7割以上がこの工程によって生じるDRAM製造の中心的部分である（資料1）。

関税局関税課
関税企画調整室長

松岡 裕之

(資料1) DRAM の製造工程



³ WTO 協定により認められた類似する制度として、ダンピング輸出による本邦産業への損害を防ぐために課すダンピング防止税 (関税定率法第 8 条) がある。また、これらと報復関税 (同法第 6 条) 及び緊急関税 (同法第 9 条) をまとめて一般に「特殊関税」と呼んでいる。これらの制度の概要は次のとおりである。

	報復関税	相殺関税	不当廉売 (アンチダンピング) 関税	緊急関税 (一般セーフガード)
概要	WTO 協定上の利益を守り、その利益を達成するため必要があると認められる場合に課す割増関税	補助金付輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課す割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課す割増関税	輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課す割増関税
国内法令	・ 関税定率法第 6 条 ・ 報復関税令	・ 関税定率法第 7 条 ・ 相殺関税令	・ 関税定率法第 8 条 ・ 不当廉売関税令	・ 関税定率法第 9 条 ・ 緊急関税令
WTO 協定	・ GATT23条 ・ 紛争解決手続了解	・ GATT 6 条 ・ 補助金・相殺措置協定	・ GATT 6 条 ・ ダンピング防止協定	・ GATT19条 ・ セーフガード協定

⁴ WTO 協定及び国内法令において定められている相殺関税調査の流れの概要は資料 5 のとおりである。

(資料2) 我が国の相殺関税制度の概要

区 分	相 殺 関 税
制度の概要	補助金付き輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するために課する割増関税。
WTO 協定上の根拠規定	・一般協定第6条 ・補助金・相殺措置協定 (SCM 協定)(註)
国内法上の根拠規定	・関税定率法第7条・相殺関税に関する政令
適用要件	(1) 当該貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること。 (2) 当該貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実があると認められること。 (3) 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。
措置	補助金と同額以下の割増関税。
発動政令の指定事項	貨物の品名、供給者又は供給国、期間、割増関税の額。
備考	課税期間は原則5年以内。

(註) SCM 協定上の補助金 (SCM 協定第1条の概略)

1. 補助金の存在

この協定の適用上、次の(a)及び(b)の要件が満たされた場合には、補助金は存在するものとみなす。

(a) 次に掲げる政府（公的機関を含む）による資金面での貢献があること

- ① 政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付け及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（例えば、債務保証）をとること。
- ② 政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと。
- ③ 政府が物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。
- ④ 政府が資金調達機関に支払を行うこと、又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であって①から③までに規定するものを遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを委託し若しくは指示すること。等

(b) (a)の資金面での貢献により利益がもたらされること

2. 特定性

当該補助金は、特定性を有する（特定の企業、産業、企業グループ又は産業グループに対してのみ供与される）場合に限り、相殺措置等の対象となる。

(資料3) 我が国における相殺関税の課税申請の事例

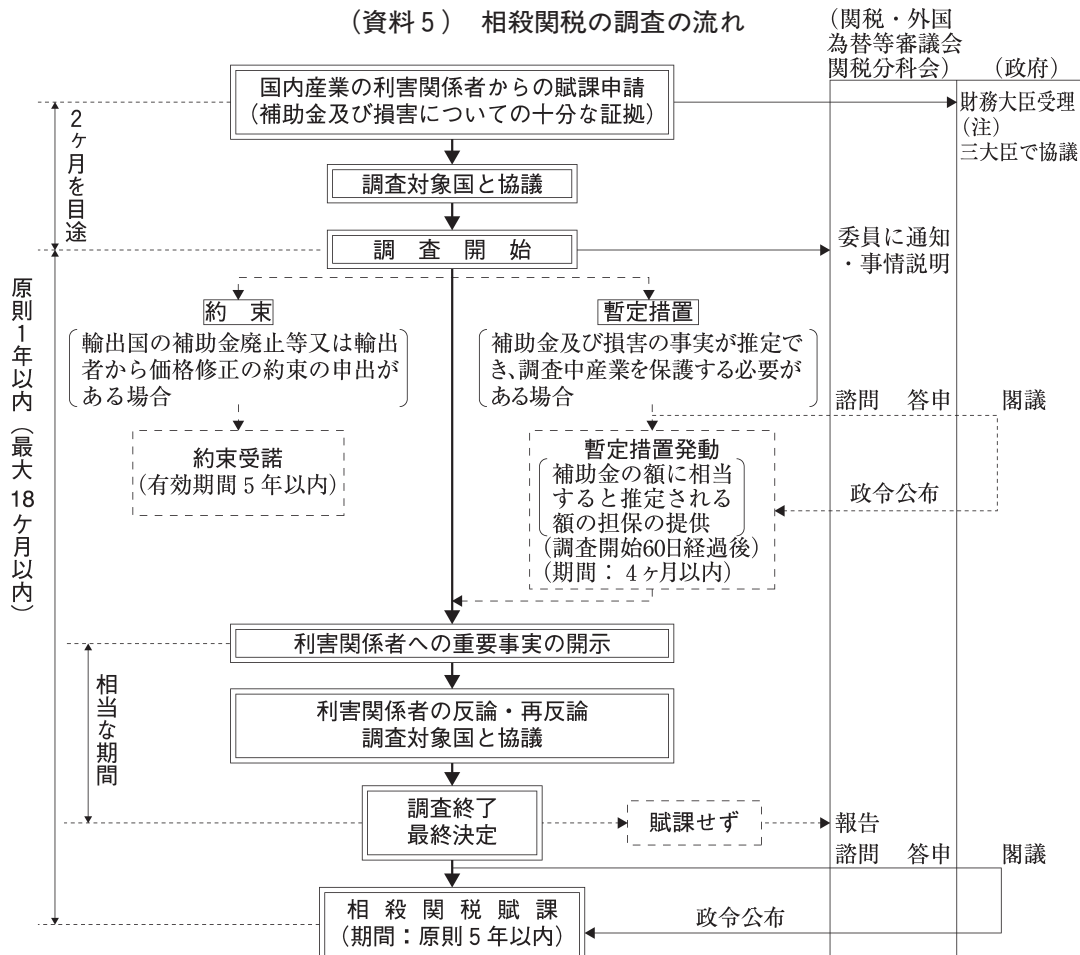
①パキスタン産綿糸	・ 1982.12 日本紡績協会課税申請 ・ 83. 4 調査開始 ・ 84. 2 補助金率が僅少であるものを除き、補助金制度が廃止されたことを理由に申請取り下げ ・ 84. 2 相殺関税を課税しないことの決定（補助金率が僅少）
②ブラジル産フェロシリコン	・ 1984. 3 日本フェロアロイ協会課税申請 ・ 84. 6 日本フェロアロイ協会輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に申請取り下げ

(資料4) WTO加盟国による相殺関税の課税状況

		発 動 国												計	
		米国	EC	カナダ	メキシコ	ブラジル	アルゼンチン	南ア	ニュージーランド	ペルー	チリ	オーストラリア	コスタリカ		ベネズエラ
被 発 動 国	インド	6	12	4		1		3							26
	イタリア	8							1						9
	ブラジル	3		1	4										8
	EC			1	1		3		1	1	1			1	9
	インドネシア	2	2	1		1									6
	韓国	5	1												6
	フランス	4										1			5
	アルゼンチン	2								2					4
	南ア	2													4
	カナダ	4							2						4
	マレーシア		2			1									3
	タイ	1	1	1											3
	ベネズエラ				3										3
	台湾		2												2
	ドイツ	2													2
	フィリピン		1			1									2
	中国			2											2
	オーストラリア		1												1
	オーストリア	1													1
	ベルギー	1													1
	コロンビア												1		1
コートジボアール					1									1	
ハンガリー	1													1	
イスラエル	1													1	
オランダ	1													1	
ノルウェー		1												1	
パキスタン							1							1	
スペイン						1								1	
スリランカ					1									1	
トルコ	1													1	
イギリス	1													1	
米国											1			1	
計		46	23	10	8	6	4	4	4	3	2	1	1	1	113

(出所) WTO 通報文書等 (1995年1月1日から2005年6月30日までの実績)

(資料5) 相殺関税の調査の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、産業所管大臣、経済産業大臣を指す。

2. 調査の経緯

これまでの経緯を時系列的に概観すると次のとおりである。

平成16年

6月16日	本邦企業であるエルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社から、ハイニックス社によって韓国において前工程が行われた DRAM に対して相殺関税を課することを求める申請書が、財務大臣宛に提出された。
7月27日	WTO 協定に基づき、韓国政府との間で二国間協議を開催した。
8月4日	申請が調査を正当とするための十分な証拠を備えたものであることなどから、調査を開始することとし、その旨を利害関係者等に対して書面で通知するとともに、官報で告示した。
9月～12月	韓国政府、韓国の金融機関、ハイニックス社、国内生産者、調査対象貨物の輸入者、調査対象貨物の産業上の使用者に対して、質問状を送付し、証拠等が提出された。また、回答の無かった韓国の金融機関に対して、韓国政府を通して回答を慫慂した。

平成17年

2月～3月	WTO 協定に基づき、同意のあった韓国政府、ハイニックス社及び韓国の金融機関に対して現地調査を実施した。
3月～4月	国内で DRAM を生産する者及び調査対象貨物の輸入者に対して現地調査を実施した。
8月2日	利害関係者等から追加的に提出された証拠の十分な検討等を行うため、調査期間を6ヶ月延長した。
10月21日～11月28日	最終的な決定の基礎となる重要な事実を利害関係者等に対して通知し、反論及び反論に対する再反論を受け付けた。
10月31日	韓国政府から約束の申出があった。
11月14日及び12月1日	WTO 協定に基づき、韓国政府との間で二国間協議を開催した。

平成18年

1月20日	調査結果を関税・外国為替等審議会（関税分科会・特殊関税部会）に報告するとともに、相殺関税を賦課することについて諮問し、同審議会から、相殺関税賦課が適当である旨の答申がなされた。
1月27日	相殺関税を賦課するための政令 ⁵ が公布され、即日施行された。

3. 調査結果の概要

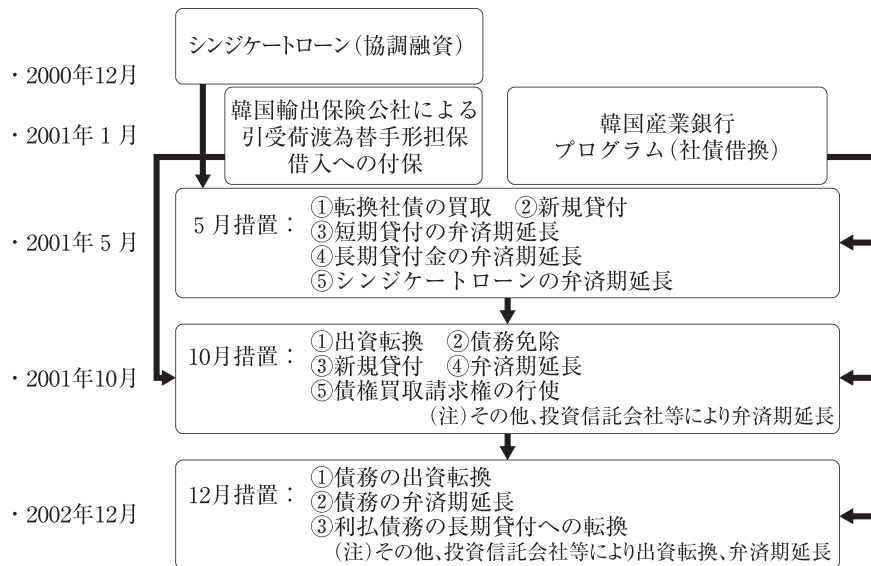
調査当局による事実認定、利害関係者からの反論等及びそれに対する調査当局の見解等についての詳細は、平成18年1月20日に開催された関税・外国為替等審議会（関税分科会・特殊関税部会）に報告書として提出し、全文が財務省ホームページより入手可能となっている⁶。また、平成18年1月27日付の財務省告示（当日の官報に掲載）にその概要を記述している。実際の事実認定は多くの証拠を参照しつつ厳格に行っており、正確なところは報告書の本体を参照していただきたいが、以下、一般にわかりやすく説明するという観点から調査結果のポイントを記述する。

調査は、大きく、補助金の交付があったかどうかに関する事実認定と、国内産業に実質的な損害が発生しているかどうか及びそれが補助金の交付を受けた貨物の輸入によるものかどうか（因果関係）に関する事実認定に分けて実施した。また、調査は、特定の調査対象期間を定めて、当該期間においてこれらの事実が認められるかどうかを認定することが国際的にも慣行となっている。本件調査においては、調査対象期間として、補助金の交付を受けた輸入の事実

⁵ ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成18年1月27日政令第13号）。

⁶ <http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/top.htm> から「議事録・資料等」をクリックし、平成18年1月20日の特殊関税部会提出資料からご覧になれます。

図 ハイニックス支援措置の概要



については申請の直近年である平成15（2003）年（1年間）、国内産業の実質的な損害等の事実については平成13（2001）年度から平成15（2003）年度（3年間）とした。

(1) 補助金

補助金の認定については、申請者が申請書において指摘した6つのハイニックス支援措置（シンジケートローン、韓国輸出保険公社によるD/A担保借入に対する保険の付与、韓国産業銀行による社債引受、2001年5月の措置、2001年10月の措置、2002年12月の措置）を対象として調査を行った⁷。調査によって明らかになったこれらの支援措置の概要は上図のとおりであるが、2001年5月の措置までの早期の支援措置による融資や引受社債は、2001年10月及び

2002年12月の包括的な支援措置において改めて債務免除、出資転換、弁済期の延長等の債務再編が行われている。

補助金は、その本来の性質上、一般的には、政府が交付するものであるといえる⁸。しかし、政府が銀行等の民間団体に対して特定の企業の利益となるような措置をとるよう指示したような場合についても一切補助金たりえないとしてしまうことは、民間団体を通じたWTOの補助金に関するルール迂回を許容してしまふことになり妥当ではない。このため、WTO協定は、政府が民間団体に対して特定企業に対する資金供給をするよう委託又は指示した場合においても補助金が存在し得ると規定している⁹。本件支援措置を行ったのは、韓国政府そのものではなく、韓国の政府系金融機関（韓国産業銀

⁷ ハイニックス社（旧現代電子）は、2001年以降、以前に大量に発行した社債等の債務の大量の償還を控えていたが、2000年中ごろのいわゆるITバブルの崩壊等により、財務内容が非常に悪化していた。

⁸ WTO協定上、政府には公的機関が含まれる。

⁹ 「委託又は指示」という要件は、民間団体の行為を政府に帰責するという機能的な概念である。委託又は指示に該当する行為類型を予め厳格に特定しておくことは困難であるし、WTOの補助金に関するルールの迂回を防止するという趣旨に鑑みると、望ましいことでもない。WTO紛争解決機関も、ある程度行為類型論的な議論も行っているが、最終的には、補助金に関する規律強化と補助金を活用する権利とのバランスを基本として、個別事件の事情に応じて判断するものだとしている。

行、韓国輸出保険公社等）その他民間金融機関であったことから、民間団体に対する政府による委託又は指示が認められるか否かが一つの論点となった¹⁰。なお、6つの措置のうち、韓国輸出保険公社による保険の付与と韓国産業銀行による社債引受は、公的機関による措置であるので、委託又は指示の認定は必要がない。

ある政府が民間団体に対して一定の行為をするよう委託又は指示を行う場合、公式の文書によることもあるであろうが、口頭によるなど公式的ではない形で、また、内容的にも漠然とした暗黙の了解のような形でもなされると考えら

れる。委託又は指示が認められれば他の WTO 加盟国から相殺関税を賦課される可能性があるのであるから、このような行為は、むしろ非公式な暗黙の形で行われるのが通常ではないかと考えられる。したがって、相殺関税調査においても、政府による民間団体に対する公式の通知文書のような、委託又は指示の動かぬ証拠により認定ができるようなことはほとんど考えられず、むしろ、間接的な事実を総合的に勘案して、委託又は指示の存否を判断することとせざるを得ない¹¹。本件調査においてもそのような事実認定を行っている。

(資料 6) ハイニックス社製 DRAM に係る相殺関税賦課に関する他国の状況

	米 国	E U
申請者	マイクロン・テクノロジー	インフィニオン
調査開始	2002.11.21	2002. 7 .25
課税開始日	2003. 8 .11	2003. 8 .22
上乗せ税率	44.29%	34.8%
WTO パネル設置	2004. 1 .23	2004. 1 .23
WTO パネル報告	2005. 2 .21 米国の主張する政府の民間金融機関への指示・委託の存在を否定。	2005. 6 .17 EU の主張する政府の指示・委託の存在を概ね肯定。
WTO 上級委員会報告	2005. 6 .27 証拠の採用範囲の限定等、パネル審理の方法に誤りがあるとしてパネル決定を棄却。	—
報告書採択	2005. 7 .20 (上級委員会)	2005. 8 . 3 (パネル)

¹⁰ 本件調査が対象とした事実関係については、既に米国及び EU が調査を行い、韓国政府による民間団体に対する委託又は指示があったことを認めた（後述及び資料 6）。韓国政府は、民間団体に対する委託又は指示は一切行っていないなどとして WTO 紛争解決機関に提訴し、争われてきたが、いずれの案件においても、結論的には、韓国政府による委託又は指示の存在は否定されなかった（EU の案件については、一部の措置について委託又は指示の存在が否定された。）。

¹¹ 事実認定を行おうとする場合、このような方法が認められることは一般に当然のことであると思われる。とりわけ、相殺関税調査においては強制的な調査権限もないことから、調査対象となった国の政府や民間団体が証拠資料を提出しない限り、直接的な証拠が発見されることはまず考えられない。したがって、このような認定ができないとすれば、WTO 協定がルールの迂回防止のために認めた「委託又は指示に基づく補助金」という概念が画餅に帰してしまうものであり、不当であると考えられる。このような認定方法は、米国及び EU の案件にかかる WTO 紛争解決機関の判断においても認められている。

本件調査においては、各措置が行われた当時の事実関係について、多くの証拠から①ハイニックス社は商業的に資金調達に困難であったこと、②韓国政府がハイニックス救済意図を有していたこと、③韓国政府が株式保有などを通じて銀行の融資・出資等に関与できる事情があったこと、及び④銀行の内部審査において貸倒れリスクの度外視など非商業的な考慮がされていたことが認められたことから、韓国政府による特定の金融機関に対する委託又は指示があったと認めた。

補助金が存在すると認められるためには、政府による資金供給があり、それにより対象企業に利益があったと認められる必要があるが、上記のとおり、各措置の当時ハイニックス社は商業的に資金調達が困難であったと認められることから、ハイニックスは、支援措置を受けられたことにより利益を受けたと認められた。

補助金の額の計算方法については、WTO 協定が指針を定めており、実際の資金調達と同社が商業的に資金を調達した場合に想定される資金調達の条件と比較することとされている。ハイニックスから提出されたデータ等をもとにこの方法により計算した結果、調査対象期間においてハイニックスが得た補助金の額は合計1兆396億ウォンと算定された。

相殺関税率は調査対象貨物の単位あたりの補助金額である。ハイニックスから提出されたデータ等に基づき算出したところ、調査対象DRAM 一個（256Mb 換算）当たりの補助金額の割合は27.2%と算定された。

(2) 国内産業に与える実質的な損害

補助金・相殺措置協定に基づき、調査対象期間における各種指標を調査・分析したところ、次のような事実関係があり、調査対象貨物の輸入による国内産業の実質的な損害が認められた。

- ① 調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率が増大する一方で国産品の市場占拠率が減少した。
- ② 調査対象貨物の価格が国産品価格を下回っており（プライスアンダーセリング）、かつ調査対象貨物の価格の下落につれて国産品価格が低下した。
- ③ 国内生産者の経営指標の悪化について、補助金・相殺措置協定に列挙されている国内産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標について分析を行った。

(3) 因果関係

補助金・相殺措置協定に基づき、調査において判明した事実関係を分析したところ、次のようなことから、調査対象貨物の輸入と国内産業の実質的な損害との因果関係があると認められた。

- ① 調査対象貨物の価格が国内のDRAMの価格を著しく下回り、当該輸入の及ぼす影響により国内のDRAMの価格が著しく押し下げられていたこと等、調査対象貨物の輸入が国内産業に実質的な損害を与えていることが認められた。
- ② WTO 協定に規定されている調査対象貨物の輸入以外の要因について検討したところ、調査対象貨物のプライスアンダーセリングは、全体として、また、主要個別品目においても、サムスン製DRAM及びその

他の調査対象貨物以外の輸入貨物のプライスアンダーセリングそれぞれに対して、頻度、規模ともに上回ったことが認められた。また、需要の動向、DRAMの景気循環等その他の要因についても、国内産業への影響は認められなかった。

4. 約束の申出

平成17年10月31日、韓国政府から約束の申出があった。約束の申出とは、WTO協定及び国内法に定められた手続であり、調査の途中において、相殺関税の賦課を回避するために、補助金の撤廃等を約束する旨申し出ることをいう。当該約束の申出の内容を検討した結果、国内産業に対する実質的な損害を除去するには不十分であること等から、当該約束を認めることは適当でないと判断した。

5. 他の国の動向

本件が取り扱った事実関係については、米国及びEUも調査を行い、2003年中ごろから相次いで相殺関税を賦課したが、韓国政府は、これらの相殺関税賦課がWTO協定に違反するとして、WTO紛争解決機関に提訴した。米国の事案については、パネル（一審）は米国が実質的に敗訴したが、米国が補助金に関する判断について上訴したところ、上級委員会（最終審）においてパネルの判断が覆された（したがって、米国が上訴しなかった損害に関する米国敗訴部分については、米国は再度判断を行う必要がある。）。EUの事案については、パネルにおいてEUの判断が概ね認められた。全体としてみる

と、韓国政府の主張が一部認められ、米国及びEUはその部分について再度の判断を求められているが、相殺関税の賦課自体については否定されなかった（資料6）。したがって、米国及びEUのいずれにおいても、相殺関税率の変更がなされることがあり得るが、相殺関税の賦課自体は継続していくと思われる。

（本文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。）